

令和8年3月山口県議会定例会議案

(予 算)

令和8年3月山口県議会定例会議案目次

議案第1号	令和8年度山口県一般会計予算	1
議案第2号	令和8年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	37
議案第3号	令和8年度中小企業近代化資金特別会計予算	41
議案第4号	令和8年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算	47
議案第5号	令和8年度林業・木材産業改善資金特別会計予算	53
議案第6号	令和8年度沿岸漁業改善資金特別会計予算	57
議案第7号	令和8年度当せん金付証券発売事業特別会計予算	61
議案第8号	令和8年度収入証紙特別会計予算	65
議案第9号	令和8年度土地取得事業特別会計予算	69
議案第10号	令和8年度公債管理特別会計予算	73
議案第11号	令和8年度港湾整備事業特別会計予算	79
議案第12号	令和8年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算	85
議案第13号	令和8年度就農支援資金特別会計予算	91
議案第14号	令和8年度国民健康保険特別会計予算	95
議案第15号	令和8年度産業団地整備事業特別会計予算	101
議案第16号	令和8年度電気事業会計予算	107
議案第17号	令和8年度工業用水道事業会計予算	111
議案第18号	令和8年度流域下水道事業会計予算	119

議案第1号

令和8年度山口県一般会計予算

令和8年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ786,294,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 県	税	198,827,267	
	1 県 民 税	60,057,735	
	2 事 業 税	48,310,887	
	3 地 方 消 費 税	62,228,486	
	4 不 動 産 取 得 税	2,962,934	
	5 県 た ば こ 税	1,510,000	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	432,000	
	8 軽 油 引 取 税	6,348,061	
	9 自 動 車 税	16,821,164	
	10 鉱 区 税	6,000	
	16 狩 猟 税	10,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	140,000	

2 利子割清算金		606,000	
	1 利子割清算金	606,000	
3 地方消費税清算金		80,486,000	
	1 地方消費税清算金	80,486,000	
4 地方譲与税		32,656,000	
	1 特別法人事業譲与税	30,286,000	
	2 地方揮発油譲与税	1,951,000	
	3 石油ガス譲与税	63,000	
	5 航空機燃料譲与税	26,000	
	9 自動車重量譲与税	209,000	
	10 森林環境譲与税	121,000	
5 地方特例交付金		7,956,000	
	1 地方特例交付金	7,956,000	
6 地方交付税		187,312,000	
	1 地方交付税	187,312,000	

7	交通安全対策特別交付金		221,000	
	1	交通安全対策特別交付金	221,000	
8	分担金及び負担金		3,497,221	
	1	分担金	260,091	
	2	負担金	3,237,130	
9	使用料及び手数料		8,327,829	
	1	使用料	6,534,243	
	2	手数料	1,793,586	
10	国庫支出金		96,882,574	
	1	国庫負担金	37,812,732	
	2	国庫補助金	57,889,511	
	3	委託金	1,180,331	
11	財産収入		1,984,238	
	1	財産運用収入	1,535,173	
	2	財産売払収入	449,065	

12	寄付金		419,960	
	1 寄付金		419,960	
13	繰入金		36,357,156	
	1 特別会計繰入金		5,054,811	
	2 基金繰入金		31,302,345	
15	諸収入		83,443,585	
	1 貸付金元利収入		79,309,216	
	2 受託事業収入		763,652	
	3 延滞金、加算金及び過料等		136,844	
	4 預金利子		32,603	
	6 雑収入		3,201,270	
16	県債		47,318,000	
	1 県債		47,318,000	
	歳入合計		786,294,830	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		1,481,962	
	1 議 会 費	1,481,962	
2 総 務 費		45,138,013	
	1 総 務 管 理 費	17,803,551	
	2 企 画 調 整 費	16,793,509	
	3 徴 税 費	6,304,117	
	4 市 町 村 振 興 費	1,214,991	
	5 選 挙 費	309,250	
	6 防 災 費	1,897,932	
	7 統 計 調 査 費	495,597	
	8 人 事 委 員 会 費	141,569	
	9 監 査 委 員 費	177,497	
3 民 生 費		111,047,919	

	1 社会福祉費	80,905,443	
	4 児童福祉費	28,590,483	
	7 生活保護費	1,035,416	
	8 災害救助費	516,577	
4 衛生費		26,166,398	
	1 公衆衛生費	8,136,240	
	4 環境衛生費	4,717,381	
	7 保健所費	2,473,624	
	8 医薬費	7,642,907	
	10 病院費	3,196,246	
5 労働費		4,718,819	
	1 労政費	2,543,195	
	2 職業能力開発費	1,377,022	
	3 失業対策費	695,075	
	4 労働委員会費	103,527	

6 農 林 水 産 業 費		37,825,170	
1 農 業 費		11,647,326	
2 畜 産 業 費		891,605	
3 農 地 費		11,441,823	
4 林 業 費		7,361,779	
5 水 産 業 費		6,482,637	
7 商 工 費		87,860,744	
1 商 業 費		3,650,106	
2 工 鉱 業 費		83,179,615	
3 観 光 費		1,031,023	
8 土 木 費		71,632,675	
1 管 理 費		7,237,133	
2 道 路 橋 り よ う 費		31,670,346	
3 河 川 海 岸 費		17,444,845	
4 港 湾 費		7,806,417	

	5 都 市 計 画 費	4,772,863	
	6 住 宅 費	2,701,071	
9 警 察 費		42,277,313	
	1 警 察 管 理 費	39,857,480	
	2 警 察 活 動 費	2,419,833	
10 教 育 費		153,285,095	
	1 教 育 総 務 費	23,968,255	
	2 小 学 校 費	39,328,614	
	3 中 学 校 費	24,397,793	
	4 高 等 学 校 費	28,818,026	
	7 特 別 支 援 学 校 費	14,144,483	
	8 社 会 教 育 費	1,623,015	
	9 保 健 体 育 費	4,184,821	
	10 大 学 費	3,116,911	
	11 学 事 費	13,703,177	

11 災 害 復 旧 費		6,361,285	
	1 農林水産施設災害復旧費	1,620,708	
	2 土木施設災害復旧費	4,580,577	
	4 学校施設等災害復旧費	160,000	
12 公 債 費		85,878,437	
	1 公 債 費	85,878,437	
13 諸 支 出 金		112,421,000	
	1 利 子 割 清 算 金	790,000	
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	62,614,000	
	3 利 子 割 交 付 金	513,000	
	4 配 当 割 交 付 金	1,723,000	
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,317,000	
	6 法 人 事 業 税 交 付 金	3,576,000	
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	40,585,000	
	8 ゴルフ場利用税交付金	303,000	

14 予 備 費		200,000	
	1 予 備 費	200,000	
歳 出	合 計	786,294,830	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和8年度から 令和28年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和8年度から 令和28年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	令和8年度から 令和17年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	令和8年度から 令和17年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
5 省・創・蓄エネ施設整備資金に対する利子補給	令和8年度から 令和17年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和8年度から 令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
7 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和8年度から 令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。

8 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から 令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から 令和19年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和8年度から 令和23年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から 令和33年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和8年度から 令和38年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、29,973千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 生活福祉資金に対する利子補給	令和8年度から 令和16年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
14 漁業経営高度化促進支援資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	令和8年度から 令和18年度まで	(1) 令和8年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
15 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和8年度から 令和15年度まで	(1) 令和8年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。

16 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和8年度から 令和29年度まで	日本政策金融公庫が令和8年度に融資総額718,782千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
	令和8年度から 令和51年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和8年度に融資総額12,884千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息 (2) 日本政策金融公庫が令和8年度に融資総額1,650千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
17 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し業務費の貸付けを行った金融機関等に対する損失補償	令和8年度から 令和19年度まで	(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和8年度に融資総額26,400千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（信連が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には信連の指定する期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後3か月の期間満了の日において、なお信連が弁済を受けなかったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額 (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会が令和8年度に融資総額57,000千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（協会が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には協会の指定する期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10か月の期間満了の日において、なお協会が弁済を受けなかったとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額
18 小規模企業者等設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和8年度から 令和18年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和8年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
19 漁業経営回復支援特別資金に係る全国漁業信用基金協会に対する損失補償	令和8年度から 令和10年度まで	全国漁業信用基金協会が令和8年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額
20 新事業活動支援設備貸与事業に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和8年度から 令和18年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和8年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額

21 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和18年度まで	山口県信用保証協会が令和8年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営安定資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
22 経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和18年度まで	山口県信用保証協会が令和8年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
23 経営安定支援資金（原油価格・物価高騰対応資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和18年度まで	山口県信用保証協会が令和8年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（原油価格・物価高騰対応資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金（賃金引上げ・価格転嫁支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和18年度まで	山口県信用保証協会が令和8年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（賃金引上げ・価格転嫁支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 経営安定支援資金（経営改善・再生支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和8年度から 令和23年度まで	山口県信用保証協会が令和8年度に14,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営改善・再生支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
26 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和8年度から 令和14年度まで	72,000千円
27 国立大学法人山口大学医学部の令和5年度の臨時定員増に係る入学者に対する貸付金	令和8年度から 令和13年度まで	21,600千円
28 地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和8年度から 令和13年度まで	108,000千円

29 やまぐち若者育成・県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和8年度から 令和12年度まで	2,000千円
30 やまぐち若者定住応援事業に係る住宅取得支援の対象者に対する補助金	令和8年度から 令和17年度まで	198,000千円
31 高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和8年度から 令和23年度まで	49,920千円
32 看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和8年度から 令和17年度まで	28,800千円
33 地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和8年度から 令和17年度まで	10,080千円
34 県立高校等1人1台端末購入費支援の対象者に対する補助金	令和8年度から 令和9年度まで	201,197千円
35 東部地域岩国基地内大学就学支援事業に係るブリッジプログラム修了者に対する補助金	令和8年度から 令和9年度まで	2,500千円
36 セミナーパーク昇降機設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	60,161千円

37 総合保健会館低層棟昇降機設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	49,888千円
38 計量検定所空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	13,477千円
39 スポーツ交流村昇降機設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	64,931千円
40 やまぐちフラワーランド入園ゲート改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	7,332千円
41 県議会棟空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	132,440千円
42 宇部警察署空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	31,026千円
43 長門警察署受水槽・高架水槽改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	30,127千円
44 下関警察署外壁改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	167,509千円

45 県庁舎厚生棟特別高圧受変電設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和10年度まで	595,192千円
46 公共施設台帳管理システムの構築等に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約すること。	令和8年度から 令和14年度まで	113,872千円
47 電子県庁基幹システムの構築等に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	165,626千円
48 統合宛名管理システムの構築等に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約すること。	令和8年度から 令和13年度まで	136,599千円
49 山口県みほり学園整備に係る仮設建物の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和8年度から 令和11年度まで	544,500千円
50 山口県環境保健センター整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和8年度から 令和10年度まで	311,782千円
51 県立病院用地整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和11年度まで	4,210,000千円
52 委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和8年度から 令和10年度まで	186,165千円

53 県営かんがい排水改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (新開作地区排水機)	令和8年度から 令和9年度まで	300,000千円
54 〃 (狩音1期地区ダム1号)	令和8年度から 令和9年度まで	180,000千円
55 〃 (狩音1期地区ダム2号)	令和8年度から 令和9年度まで	180,000千円
56 経営体育成基盤整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (王喜東地区ほ場整備)	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円
57 〃 (新田地区ほ場整備)	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円
58 〃 (王喜白崎地区ほ場整備)	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円
59 〃 (王喜宇津井地区ほ場整備)	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円
60 〃 (内日北第1地区ほ場整備)	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円

61 県営老朽ため池整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (入野地区)	令和8年度から 令和10年度まで	200,000千円
62 県営海岸保全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (大江地区排水機製作据付工事)	令和8年度から 令和9年度まで	300,000千円
63 湛水防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (北之江地区排水機製作据付工事)	令和8年度から 令和10年度まで	300,000千円
64 2050年の森森林・林業体験学習館等整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	359,837千円
65 流域保全総合治山事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (谷山地区)	令和8年度から 令和9年度まで	88,000千円
66 国際総合センター昇降機設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国際貿易ビル東側)	令和8年度から 令和9年度まで	58,754千円
67 〃 (国際貿易ビル西側)	令和8年度から 令和9年度まで	107,576千円
68 車両整備事業の年度を越える動産の買入れを一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	37,400千円

69 交通安全施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道491号)	令和8年度から 令和9年度まで	190,000千円
70 交通安全施設整備事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (県道小郡三隅線)	令和8年度から 令和11年度まで	2,716,000千円
71 道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道山口宇部線小郡トンネル)	令和8年度から 令和9年度まで	150,000千円
72 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道490号7号橋下部工)	令和8年度から 令和9年度まで	304,500千円
73 〃 (国道490号8号橋下部工)	令和8年度から 令和9年度まで	304,500千円
74 〃 (県道岩国玖珂線橋梁上部工)	令和8年度から 令和9年度まで	490,000千円
75 〃 (県道大島環状線)	令和8年度から 令和9年度まで	600,000千円
76 〃 (県道油田港線)	令和8年度から 令和9年度まで	230,000千円

77	〃 (県道下関川棚線)	令和8年度から 令和9年度まで	190,000千円
78	道路改良事業の年度を越える用地取得等を一括契約すること。 (県道防府徳地線)	令和8年度から 令和12年度まで	800,000千円
79	防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道蜂ヶ峯公園線)	令和8年度から 令和9年度まで	320,702千円
80	単独道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道田万川須佐線)	令和8年度から 令和9年度まで	89,250千円
81	橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道262号不動滝橋)	令和8年度から 令和9年度まで	185,000千円
82	広域河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (厚東川)	令和8年度から 令和9年度まで	105,000千円
83	〃 (中川)	令和8年度から 令和9年度まで	105,000千円
84	〃 (有帆川)	令和8年度から 令和9年度まで	241,500千円

85	〃 (田万川)	令和8年度から 令和9年度まで	68,250千円
86	河川工作物関連応急対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (大内川排水機場)	令和8年度から 令和10年度まで	500,000千円
87	〃 (梅田川排水機場)	令和8年度から 令和10年度まで	380,000千円
88	堰堤改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (屋代ダム)	令和8年度から 令和9年度まで	90,000千円
89	堰堤修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (向道ダム)	令和8年度から 令和9年度まで	300,000千円
90	港湾既存施設有効活用促進事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港)	令和8年度から 令和9年度まで	330,000千円
91	海岸防災事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (由宇港)	令和8年度から 令和9年度まで	168,000千円
92	〃 (三田尻中関港前町排水機場工事)	令和8年度から 令和9年度まで	231,000千円

93	〃 (三田尻中関港岸津排水機 場工事)	令和8年度から 令和9年度まで	231,000千円
94	空港維持管理事業の年度 を越える動産の買入れを一 括契約すること。 (山口宇部空港)	令和8年度から 令和9年度まで	338,383千円
95	空港建設事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。 (山口宇部空港)	令和8年度から 令和9年度まで	158,550千円
96	都市計画街路整備事業の 年度を越える工事を一括契 約すること。 (泉町平川線上部工)	令和8年度から 令和10年度まで	479,850千円
97	都市公園整備事業の年度 を越える工事を一括契約す ること。 (維新百年記念公園)	令和8年度から 令和9年度まで	420,000千円
98	〃 (山口きらら博記念公園)	令和8年度から 令和9年度まで	1,299,470千円
99	単独都市公園整備事業の 年度を越える工事を一括契 約すること。 (山口きらら博記念公園)	令和8年度から 令和9年度まで	348,780千円
100	単独都市公園整備に係る 業務委託の年度を越える事 業を一括契約すること。 (山口きらら博記念公園)	令和8年度から 令和9年度まで	414,144千円

101 県営住宅建設事業等の年度を越える工事を一括契約すること。 (中高層耐火構造)	令和8年度から 令和9年度まで	1,286,989千円
102 警察本部庁舎非常用発電設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和10年度まで	767,800千円
103 周南警察署建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和8年度から 令和11年度まで	370,909千円
104 運転免許試験用車両(大型一種)の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和8年度から 令和14年度まで	23,334千円
105 運転免許試験用車両(大型二種)の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和8年度から 令和15年度まで	45,187千円
106 県立岩国工業高等学校トイレ改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	73,619千円
107 県立田布施農工高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	978,543千円
108 県立山口高等学校校舎外壁改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	145,603千円

<p>109 県立宇部中央高等学校高圧受変電設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。</p>	<p>令和8年度から 令和9年度まで</p>	<p>59,497千円</p>
<p>110 県立下関中等教育学校空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。</p>	<p>令和8年度から 令和9年度まで</p>	<p>111,997千円</p>

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	983,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。
合同庁舎等管理事業	37,000			
防災体制整備拡充事業	43,000			
地域振興対策事業	1,819,000			
輸送力増強対策事業	5,000			
政策企画推進事業	84,000			
集中管理自動車運営事業	18,000			
聴覚障害者情報提供施設運営事業	17,000			
障害者自立支援対策事業	108,000			
身体障害者福祉センター運営事業	26,000			
老人福祉施設整備事業	204,000			
社会福祉行政指導事業	104,000			
地方改善施設整備事業	26,000			
児童自立支援施設運営事業	11,000			
児童相談所事業	18,000			
児童心理治療施設整備事業	107,000			
児童福祉施設整備事業	114,000			
山口県児童センター運営事業	7,000			

被災者生活再建支援事業	513,000		
健康増進推進事業	83,000		
環境推進事業	117,000		
単独自然公園整備事業	27,000		
保健所運営事業	23,000		
菖看護学校運営事業	31,000		
畜犬指導事業	26,000		
自然保護啓発事業	35,000		
県営かんがい排水改良事業	237,000		
広域営農団地農道整備事業	60,000		
基幹農道整備事業	3,000		
経営体育成基盤整備事業	825,000		
県営中山間地域総合整備事業	38,000		
団体営土地改良事業	11,000		
県営農村振興総合整備事業	36,000		
ふるさと農道緊急整備事業	98,000		
県営老朽ため池整備事業	416,000		
団体営農地防災事業	47,000		
地すべり対策事業(農林)	38,000		
県営海岸保全施設整備事業	91,000		
湛水防除事業	48,000		

国営農地再編整備事業負担金	117,000			
民有林森林計画事業	205,000			
広域基幹林道開設事業	81,000			
ふるさと林道緊急整備事業	78,000			
一般治山事業	819,000			
保安林改良事業	15,000			
保全林整備事業	15,000			
林地荒廃防止事業	3,000			
小規模治山事業	45,000			
広域水産物供給基盤整備事業（漁港）	55,000			
漁港漁場機能高度化事業	61,000			
漁港海岸保全施設整備事業	164,000			
漁港海岸環境整備事業	11,000			
栽培漁業公社運営事業	1,000			
地域水産物供給基盤整備事業（漁場）	102,000			
漁業取締事業	1,000			
漁港維持管理事業	1,000			
農業生産総合対策事業	81,000			
下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金	111,000			
広域畜産総合対策事業	15,000			
農林総合技術センター運営事業	57,000			

農業大 学 校 事 業	57,000			
国際総合センター運営事業	228,000			
舗 装 補 修 事 業	82,000			
道 路 災 害 防 除 事 業	777,000			
単 独 道 路 舗 装 事 業	749,000			
単 独 道 路 災 害 防 除 事 業	216,000			
単 独 路 側 整 備 事 業	86,000			
道 路 改 良 事 業	1,818,000			
単 独 道 路 改 良 事 業	2,879,000			
道 路 直 轄 事 業 負 担 金	5,361,000			
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	441,000			
単 独 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 (道路管理者分)	721,000			
橋 り よ う 補 修 事 業	2,876,000			
単 独 橋 り よ う 補 修 事 業	9,000			
広 域 河 川 改 修 事 業	940,000			
河 川 情 報 基 盤 緊 急 整 備 事 業	158,000			
周 防 高 潮 対 策 事 業	197,000			
河 川 工 作 物 関 連 応 急 対 策 事 業	301,000			
河 川 災 害 関 連 事 業	267,000			
単 独 河 川 改 修 事 業	1,402,000			
自 然 災 害 防 止 事 業 (河川)	137,000			

河川直轄事業負担金	180,000			
深川川総合開発事業	428,000			
ダム建設実施調査事業	477,000			
堰堤改良事業	92,000			
堰堤修繕事業	170,000			
高潮対策事業	156,000			
侵食対策事業	41,000			
自然災害防止事業(海岸)	18,000			
土木諸事業	36,000			
通常砂防事業	1,282,000			
災害関連緊急砂防事業	34,000			
地すべり対策事業(建設)	153,000			
災害関連緊急地すべり対策事業	73,000			
急傾斜地崩壊対策事業	629,000			
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000			
砂防災害関連事業	99,000			
単独砂防改良事業	57,000			
自然災害防止事業(砂防)	378,000			
港湾改修事業	198,000			
港湾既存施設有効活用促進事業	199,000			
港湾環境整備事業	9,000			

港 灣 直 轄 事 業 負 担 金	1,748,000		
单 独 港 灣 改 修 事 業	111,000		
海 岸 防 災 事 業	619,000		
空 港 建 設 事 業	360,000		
都 市 計 画 街 路 整 備 事 業	385,000		
单 独 都 市 計 画 街 路 整 備 事 業	500,000		
都 市 公 園 整 備 事 業	340,000		
单 独 都 市 公 園 整 備 事 業	527,000		
公 营 住 宅 建 設 事 業	563,000		
車 兩 整 備 事 業	11,000		
防 府 警 察 署 建 設 事 業	558,000		
周 南 警 察 署 建 設 事 業	248,000		
駐 在 所 等 改 築 事 業	102,000		
交 通 事 故 防 止 施 設 綜 合 整 備 事 業	316,000		
一 般 管 理 事 業	238,000		
機 動 力 等 整 備 事 業	5,000		
校 舍 改 築 事 業	2,188,000		
大 規 模 改 造 事 業	718,000		
施 設 改 造 事 業	111,000		
產 業 教 育 設 備 事 業	180,000		
青 少 年 健 全 育 成 施 設 整 備 事 業	145,000		

博物館運営事業	27,000			
教育研修所管理運営事業	39,000			
教育庁運営事業	1,113,000			
財産管理事業	348,000			
施設整備事業	146,000			
県立大学整備事業	762,000			
私立高校等施設整備事業	21,000			
土木過年補助災害復旧事業	339,000			
土木過年単独災害復旧事業	2,000			
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000			
土木現年単独災害復旧事業	70,000			
補助港湾災害復旧事業	124,000			
県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			
県有施設災害復旧事業	100,000			
計	47,318,000			

議案第 2 号

令和 8 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		230	
	1 他 会 計 繰 入 金	230	
2 繰 越 金		44,348	
	1 繰 越 金	44,348	
3 諸 収 入		23,621	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	23,621	
歳 入 合 計		68,199	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 母子父子寡婦福祉資金		68,199	
	1 母子父子寡婦福祉資金	68,199	
歲 出 合 計		68,199	

議案第3号

令和8年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和8年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ476,087千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		145,913	
	1 他 会 計 繰 入 金	145,913	
3 繰 越 金		1,697	
	1 繰 越 金	1,697	
4 諸 収 入		253,477	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	241,868	
	2 雑 入	11,609	
5 県 債		75,000	
	1 県 債	75,000	
歳 入 合 計		476,087	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 中小企業近代化資金		476,087	
	1 中小企業設備近代化資金	386,177	
	2 中小企業高度化資金	89,910	
歲 出 合 計		476,087	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

議案第 4 号

令和 8 年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和 8 年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ411,709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 3 月 2 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		9,074	
	1 負担金	9,074	
2 使用料及び手数料		89,605	
	1 使用料	89,605	
5 繰入金		192,135	
	1 他会計繰入金	192,135	
6 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
7 諸収入		90,894	
	1 延滞金	1	
	3 雑入	90,893	
8 県債		30,000	

	1 県 債	30,000	
歳 入	合 計	411,709	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 下関漁港地方卸売市場費		411,709	
	2 市場管理費	411,709	
歳 出 合 計		411,709	

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場整備事業	30,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第5号

令和8年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和8年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		109,254	
	1 繰 越 金	109,254	
4 諸 収 入		13,518	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	13,400	
	2 雑 入	118	
歳 入 合 計		122,772	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 林業・木材産業改善資金		122,772	
	1 林業・木材産業改善資金	122,772	
歳 出 合 計		122,772	

議案第6号

令和8年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,388千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		99,149	
	1 繰 越 金	99,149	
4 諸 収 入		2,239	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,239	
歳 入 合 計		101,388	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 沿岸漁業改善資金		101,388	
	1 沿岸漁業改善資金	101,388	
歲 出 合 計		101,388	

議案第7号

令和8年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和8年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,667,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 事 業 収 入		3,665,725	
	1 事 業 収 入	3,665,725	
2 繰 入 金		2,028	
	1 他 会 計 繰 入 金	2,028	
3 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,667,754	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 当せん金付証票発売事業費		3,667,754	
	1 発 売 諸 費	2,028	
	2 繰 出 金	3,665,726	
歳 出 合 計		3,667,754	

議案第 8 号

令和 8 年度 収入証紙特別会計予算

令和 8 年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,774,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 証 紙 収 入		1,774,165	
	1 証 紙 収 入	1,774,165	
2 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		1,774,166	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 線 出 金		1,774,166	
	1 線 出 金	1,774,166	
歲 出 合 計		1,774,166	

議案第9号

令和8年度土地取得事業特別会計予算

令和8年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 財 産 収 入		267,779	
	1 財 産 運 用 収 入	759	
	2 財 産 売 払 収 入	267,020	
4 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		267,780	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 土地取得事業費		267,780	
	3 産業団地管理費	264,829	
	4 分譲宅地管理費	2,951	
歳 出 合 計		267,780	

議案第10号

令和8年度公債管理特別会計予算

令和8年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,897,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		85,635,931	
	1 他 会 計 繰 入 金	85,635,931	
2 県 債		65,261,786	
	1 県 債	65,261,786	
歳 入 合 計		150,897,717	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		150,897,717	
	1 公 債 費	150,897,717	
歲 出 合 計		150,897,717	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	65,261,786	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第11号

令和8年度港湾整備事業特別会計予算

令和8年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,182,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 使用料及び手数料		1,628,148	
	1 使用料	1,628,148	
2 寄付金		637,299	
	1 寄付金	637,299	
3 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
4 諸収入		223,134	
	1 雑収入	223,134	
5 県債		693,500	
	1 県債	693,500	
歳 入 合 計		3,182,082	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 港 灣 整 備 事 業 費		3,182,082	
	1 港 灣 費	3,182,082	
歲 出 合 計		3,182,082	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	693,500	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第12号

令和8年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和8年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,464,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		268,490	
	1 負担金	268,490	
2 諸 収入		812,064	
	1 貸付金元利収入	812,064	
3 県 債		1,384,100	
	1 県 債	1,384,100	
歳 入 合 計		2,464,654	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 県立病院機構費		2,464,654	
	1 県立病院機構費	2,464,654	
歳 出 合 計		2,464,654	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	1,384,100	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第13号

令和8年度就農支援資金特別会計予算

令和8年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,288千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		350	
	1 他 会 計 繰 入 金	350	
3 繰 越 金		10,074	
	1 繰 越 金	10,074	
4 諸 収 入		4,864	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,814	
	2 雑 入	50	
歳 入 合 計		15,288	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 就 農 支 援 資 金		15,288	
	1 就 農 支 援 資 金	15,288	
歲 出 合 計		15,288	

議案第14号

令和8年度国民健康保険特別会計予算

令和8年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,199,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		31,823,036	
	1 負担金	31,823,036	
2 国庫支出金		32,456,038	
	1 国庫負担金	20,595,042	
	2 国庫補助金	11,860,996	
4 前期高齢者交付金		55,308,958	
	1 前期高齢者交付金	55,308,958	
5 共同事業交付金		375,946	
	1 共同事業交付金	375,946	
6 財産収入		16,773	
	1 財産運用収入	16,773	
8 繰入金		6,819,263	

	1 他 会 計 繰 入 金	6,491,977	
	2 基 金 繰 入 金	327,286	
9 繰 越 金		2,394,929	
	1 繰 越 金	2,394,929	
10 諸 収 入		4,578	
	5 雑 入	4,578	
歳 入 合 計		129,199,521	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 総 務 費		37,107	
	1 総 務 管 理 費	36,708	
	2 運 営 協 議 会 費	399	
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		103,938,008	
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	103,938,008	
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		15,607,880	
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	15,607,880	
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		40,670	
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	40,670	
5 介 護 納 付 金		4,775,004	
	1 介 護 納 付 金	4,775,004	
6 病 床 転 換 支 援 金 等		14	
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	14	

7	子ども・子育て支援納付金		1,572,214	
	1	子ども・子育て支援納付金	1,572,214	
8	共同事業拠出金		376,065	
	1	共同事業拠出金	376,065	
9	財政安定化基金支出金		296,602	
	1	財政安定化基金支出金	296,602	
10	保健事業費		150,000	
	1	保健事業費	150,000	
11	基金積立金		2,016,773	
	1	基金積立金	2,016,773	
13	諸支出金		386,895	
	1	償還金及び還付加算金	386,895	
14	繰出金		2,289	
	1	繰出金	2,289	
	歳出合計		129,199,521	

議案第15号

令和 8 年度産業団地整備事業特別会計予算

令和 8 年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ324,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		23,500	
	1 負担金	23,500	
3 繰入金		1,063	
	1 他会計繰入金	1,063	
6 県債		300,000	
	1 県債	300,000	
歳 入 合 計		324,563	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 産業団地整備事業費		324,563	
	1 産業団地整備事業費	324,563	
歳 出 合 計		324,563	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
I 産業団地整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (小周防地区)	令和8年度から 令和10年度まで	2,930,000千円

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	300,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	満期一括10年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第16号

令和8年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 145,233,000 KWH

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	2,519,480千円
第1項 営業収益	2,433,209千円
第2項 附帯事業収益	11,369千円
第3項 財務収益	20,462千円
第4項 事業外収益	54,437千円
第5項 特別利益	3千円
支 出	
第2款 電気事業費用	2,355,845千円
第1項 営業費用	2,259,666千円
第2項 附帯事業費用	92,671千円

第3項 財務費用	1千円
第4項 事業外費用	504千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,125,038千円は、過年度分損益勘定留保資金1,013,432千円、減債積立金2,073千円及び当年度資本的収支調整額109,533千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	103,594千円
第3項 資本剰余金	89,092千円
第4項 固定資産収入	1千円
第5項 雑収入	14,501千円

支 出

第4款 資本的支出	1,228,632千円
第2項 改良費	1,223,458千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	2,073千円
第6項 補助金返還金	100千円
第8項 予備費	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生見川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	44,138千円
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	144,581千円
末武川発電所改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	198,000千円
末武川発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	25,000千円
佐波川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和12年度まで	2,500,000千円
小水力発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	30,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 424,315千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第17号

令和8年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 568,321,700m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 7,545,165千円

第1項 営業収益 6,761,761千円

第2項 営業外収益 783,401千円

第5項 特別利益 3千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 6,798,160千円

第1項 営業費用 6,602,434千円

第2項 営業外費用 185,723千円

第5項 特別損失 3千円

第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,807,974千円は、過年度分損益勘定留保資金5,238,137千円及び当年度資本的収支調整額569,837千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	1,740,498千円
第1項 企業債	1,370,000千円
第4項 資本剰余金	243,666千円
第5項 固定資産収入	1千円
第6項 雑収入	126,831千円

支 出

第4款 資本的支出	7,548,472千円
第2項 改良費	6,458,208千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	1,077,720千円
第6項 補助金返還金	2,543千円
第7項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	52,794千円
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事2工区)	令和8年度から 令和9年度まで	30,670千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	70,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事2工区)	令和8年度から 令和9年度まで	220,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事3工区)	令和8年度から 令和9年度まで	50,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事4工区)	令和8年度から 令和9年度まで	15,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和8年度から 令和9年度まで	66,000千円

周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和8年度から 令和9年度まで	12,100千円	
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和8年度から 令和9年度まで	55,000千円	
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和8年度から 令和9年度まで	66,000千円	
富田夜市川工業用水道修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和10年度まで	66,000千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	171,000千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事2工区)	令和8年度から 令和9年度まで	140,000千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	20,000千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事2工区)	令和8年度から 令和9年度まで	10,488千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (設計委託1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	50,000千円	

佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (設計委託2工区)	令和8年度から 令和9年度まで	30,000千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (設計委託3工区)	令和8年度から 令和9年度まで	24,000千円	
佐波川工業用水道修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	4,000千円	
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	60,018千円	
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事2工区)	令和8年度から 令和9年度まで	12,036千円	
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	2,341千円	
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事2工区)	令和8年度から 令和10年度まで	656,655千円	
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事3工区)	令和8年度から 令和9年度まで	18,376千円	
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和8年度から 令和9年度まで	59,400千円	

厚狭川工業用水道修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (1工区)	令和8年度から 令和9年度まで	57,736千円
厚狭川工業用水道修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (2工区)	令和8年度から 令和9年度まで	35,728千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管二条化工事)	令和8年度から 令和9年度まで	300,000千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和8年度から 令和10年度まで	682,000千円
西部利水事務所計装設備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	145,690千円
監視制御システム再構築等の検討に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和8年度から 令和9年度まで	35,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 125,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	123,000			
富田夜市川工業用水道改良資金	19,000			
佐波川工業用水道改良資金	381,000			
厚東川工業用水道改良資金	196,000			
厚狭川工業用水道改良資金	335,000			
木屋川工業用水道改良資金	191,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 767,298千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第18号

令和8年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5 市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 8,276,130m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 22,674m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費 1,326,450千円 |
| | 田布施川流域下水道整備事業費 441,006千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|-------------|
| 第1款 流域下水道事業収益 | 1,993,540千円 |
| 第1項 営業収益 | 959,568千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,033,972千円 |

支 出

- | | |
|---------------|-------------|
| 第2款 流域下水道事業費用 | 1,993,540千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,947,469千円 |

第2項 営業外費用 46,071千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第3款 資本的収入 2,052,271千円

第1項 企業債 651,600千円

第2項 国庫支出金 606,256千円

第3項 負担金 794,415千円

支 出

第4款 資本的支出 2,052,271千円

第1項 建設改良費 1,764,192千円

第2項 固定資産購入費 15,988千円

第3項 償還金 272,091千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備工事)	令和8年度から 令和9年度まで	1,300,000千円

周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備工事)	令和8年度から 令和10年度まで	1,040,000千円
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和8年度から 令和9年度まで	480,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 651,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 43,242千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業費用のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,710千円である。

令和8年3月2日提出

山口県知事 村岡嗣政